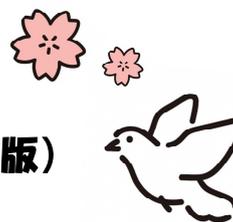


# 令和6年度 保育園等利用児童募集要項(随時利用版)



町では、令和6年度の保育園等の新入園児(令和6年4月1日以降の追加入園)について、次のとおり園児募集します。希望される保護者の方は、この募集要項をご覧の上、ご応募ください。

## 1 募集対象施設

募集対象施設は、次の表のとおりです。

施設の種類	施設の名称・住所	受入児童の月齢 (令和6年4月1日現在)	運営主体
保育所	木野北保育園 (木野西通12丁目8番地)	生後6か月を経過～ 5歳児まで	音更町
	木野南保育園 (木野東通4丁目2番地)	生後57日目を経過～ 5歳児まで	(福)大谷菩提樹会
	鈴蘭保育園 (中鈴蘭元町2番地10)	生後57日目を経過～ 5歳児まで	
認定 こども園 (保育所部分)	音更認定こども園 (新通9丁目3番地)	生後57日目を経過～ 5歳児まで	(福)音更福祉事業協会
	宝来こども園 (宝来仲町南1丁目10番地)	生後57日目を経過～ 5歳児まで	(福)大谷菩提樹会
	緑陽台認定こども園 (緑陽台仲区35番地)	生後6か月を経過～ 5歳児まで	(学)帯広葵学園
	駒場認定こども園 (駒場南1条通3番地)	生後6か月を経過～ 5歳児まで	
	柳町認定こども園 (柳町仲区16番地)	生後6か月を経過～ 5歳児まで	
	認定こども園帯広大谷短期大学附属 音更大谷幼稚園 (希望が丘3番地3)	3歳児～5歳児まで	(学)帯広大谷学園
小規模保育 事業所 (2歳児クラス まで)	家庭保育園ひだまり (木野西通19丁目23番地)	生後57日目を経過～ 2歳児まで	(株)Animato
	とかち帯広YMCA保育園 (南鈴蘭南4丁目5番地5)	1歳児～2歳児まで	(公財)北海道YMCA
	ゆめのもりほいくえん (新通12丁目11番地18)	生後57日目を経過～ 2歳児まで	合同会社ゆめの杜

※ 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の利用を希望する方は、各施設に直接お問い合わせください。

※ 実際の募集人数は、継続児童のクラス持ち上がりや職員配置等によって決定します。状況によっては、受入可能な月齢であっても、募集人数が0人となる場合もあります。

## 2 応募できる方

応募できる方は、次の要件の全てに該当している方です。

(1) 利用開始日までに音更町に住民登録がある。

(2) 保護者が、保育を必要とする次の事由のいずれかに該当している。

【保育を必要とする事由】

ア 月に48時間以上の就労	カ 求職活動(起業準備を含む。) (最大90日間)
イ 妊娠、産後間がない (生後8週を経過する月の月末まで)	キ 就学、職業訓練
ウ 疾病、障がい	ク 虐待やDVのおそれ
エ 同居親族等の介護、看護	ケ その他町長が認める場合
オ 災害復旧	

※ 施設ごとの受入児童の月齢は、1ページ「募集対象施設」をご覧ください。

※ 求職活動(起業準備を含む)により入園された方の有効期間は、最大90日間となります。この間に就労等の他の事由に該当されない場合は、原則として退園することになります。他の事由も有効期間がある場合は、同様に期限までに他の事由に該当することが必要となります。

※ 毎年8月頃に、現況届として保育を必要とする事由や世帯状況の届け出をしていただきます。

## 3 教育・保育給付認定

対象施設の利用には、「教育・保育給付認定申請」と「保育園等の利用申込」の両方が必要で、原則同時に行います。

給付認定は、保育の必要性について保護者の状況に応じて次の表いずれかの区分で認定されるもので、認定区分によって、利用できる施設が一部異なります。

また、保育を必要とする事由に応じ、保育必要量(保育時間)が2つの区分(表の注釈)で認定されます。

認定区分	子どもの年齢	保育を必要とする事由	利用できる施設	保育時間
2号認定	3歳以上	あり	保育所 認定こども園(保育所部分)	保育標準時間※1
3号認定	3歳未満	あり	保育所、小規模保育事業所 認定こども園(保育所部分)	保育短時間※2

※1 保育標準時間…1日最長11時間の保育時間  
(保護者の就労時間が月120時間以上)

※2 保育短時間……1日最長8時間の保育時間  
(保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満)

## 4 受付場所・時間および申込可能時期

受付場所	申込可能時期	受付時間
音更役場 (子ども福祉課 保育支援係)	原則として、利用開始日の 1か月前から2週間前まで	午前8時45分 から 午後5時30分まで

## 5 申込方法

原則として、受付場所への持参とします。町外にお住まいなど、持参による申込みが難しい場合は、お手数ですが6ページの間合せ先までご連絡ください。なお、郵送に要する費用は、申込者の負担となります。

## 6 必要書類 ※ご記入にあたっては、鉛筆やインクが消せるペンは使用しないでください。

必要書類は、次のとおりです。不備があると申込みをお受けできませんので、ご注意ください。

書類の種類	作成上の注意点等	
1 教育・保育給付認定申請 (保育園等利用申込)書	○ 申し込む児童1人につき、1通作成してください。	
2 就労証明書 または 保育の利用を必要とする申告書	○ 申し込む児童の数にかかわらず、父親、母親で1通ずつ、次のうち該当する書類を作成してください。 ・就労の方…就労証明書を提出してください。 ・就労以外の事由の方…保育の利用を必要とする申告書を提出してください。 なお、事由によっては以下の添付書類が必要です。	
※利用開始希望日時時点の状況に該当する様式・事由を提出すること。	就労以外の保育を必要とする事由	添付書類
	妊娠中、産後間がない	母子手帳(出産予定日のページ)の写し ※令和6年2月4日以降の出産予定であること
	疾病、障がい	診断書(町で定める様式。個別にお問い合わせください)、障害者手帳の写し等
	同居親族等の介護、看護	介護する方について(町で定める様式。個別にお問い合わせください)等
	就学、職業訓練	在学証明書、職業訓練受講証明書等の写し
	【例1】両親とも就労の場合…父母それぞれの就労証明書 【例2】父就労、母求職の場合…父は就労証明書、母は保育の利用を必要とする申告書(求職活動にチェック)	
3 令和5年度の所得と課税状況が分かる資料	○ 令和5年1月1日現在、音更町以外にお住まいだった方は必要です。 ※教育・保育給付認定申請(保育園等利用申込)書に保護者の個人番号の記載がある場合は、マイナンバー制度における情報連携により課税状況を把握します。ただし連携不可の場合や、利用調整で所得資料が必要な場合は、別途資料の提出を求められることがあります。 【資料の例】いずれの資料も写しの提出でかまいません。	
	市区町村民税 特別徴収税額通知書	給料から市区町村民税が天引きされている方。 会社等から5月頃に交付される。
	市区町村民税 納税通知書	自営の方や、給料から市区町村民税が天引きされていない方。市区町村より5~7月頃に通知される。
	市区町村民税 所得課税証明書	上記のいずれも手元にない方。当時お住まいだった市区町村に申請し、交付される。

## 7 利用者負担額(保育料)等

### (1) 利用者負担額

利用者負担額は、世帯の町民税の課税額によって、次の表の階層区分ごとに金額が決まります。

【料金表】

階層区分	世帯の区分	世帯の 推定年収	月額		
			3・4・5歳児 クラス	0・1・2歳児クラス	
			標準・短時間	標準時間 短時間	
第1階層	生活保護	—	0円		
第2階層	町民税が非課税	～260万円	0円		
第3階層	1 町民税均等割のみ	～310万円	9,900円	9,700円	
		2 48,600円未満	～330万円	13,600円	13,300円
第4階層	1 町民税所得割の 合算額	60,700円未満	～360万円	17,900円	17,600円
		2 72,800円未満	～380万円	20,000円	19,700円
		3 84,900円未満	～420万円	22,100円	21,700円
		4 97,000円未満	～470万円	24,300円	23,900円
第5階層	1 133,000円未満	～520万円	30,100円	29,600円	
		2 169,000円未満	～640万円	36,000円	35,400円
第6階層	301,000円未満	～930万円	49,400円	48,600円	
第7階層	397,000円未満	～1,130万円	64,000円	63,000円	
第8階層	397,000円以上	1,130万円超	78,000円	76,800円	

※推定年収はあくまで目安です。上記の額の範囲内でも、異なる階層になることがあります。実際は、世帯の状況、均等割、所得割の額などによって決まりますので、詳細をお知りになりたい場合は、7ページの問合せ先へお問い合わせください。

#### 【用語解説】

- 均等割…地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、世帯の状況に応じた一定の所得を超えると定額で課税されます。
- 所得割…地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、所得の状況に応じた額が課税されます。なお、保育料の算定においては、①調整控除(第314条の6)は適用となりますが、②寄付金税額控除(第314条の7)③外国税額控除(第314条の8)④配当所得控除(附則第5条第3項)⑤住宅借入金等特別税額控除(附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項)などの控除は、適用されません。

### (2) 多子軽減制度について

ア 市町村民税所得割額の合計が、169,000円以上(第6階層以上)の場合

世帯内の保育園等を利用している未就学児童※を多子軽減の判定対象とし、最年長の児童から順に数えて、第2子の児童の保育料は半額、第3子以降の児童の保育料は無料になります。

※保育園等を利用している未就学児童とは…

幼稚園、保育園、認定こども園、企業主導型保育施設、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う保育施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入園、もしくは児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している未就学児童のこと

イ 市町村民税所得割額の合計が、169,000円未満(第5階層2以下)の場合

生活費が一緒の子どもも全てを多子軽減の判定対象とし、第2子以降の児童の保育料が無料となります。

※ひとり親世帯、在宅障がい児のいる世帯などは、一定の所得以下の場合、軽減措置があります。

※世帯の収入状況によって、同居親族(祖父母)を算定対象に含む場合があります。

### (3) 3歳児クラス以上の副食費について

3歳児クラス以上は、4ページ「利用者負担額」の他に、副食費が別途かかります(主食の提供を希望する場合は主食費も別途800円かかります。)金額については、各事業所において決定し、徴収します。

ただし、以下のいずれかの条件に当てはまる場合は、副食費が免除され、副食費が免除となる方へのみ徴収免除の通知を交付します。

ア 年収360万円未満相当の世帯の児童

イ 同一世帯内の施設を利用している未就学児童のうち、上から数えて第3子以降の児童

### (4) 利用者負担額の切替時期

利用者負担額は、4月分から8月分までは前年度の町民税、9月分から翌年3月分までは当年度の町民税により算定します。

【令和6年度の場合】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定 根拠	令和5年度の町民税 (令和4年1月～12月の収入)					令和6年度の町民税 (令和5年1月～12月の収入)						



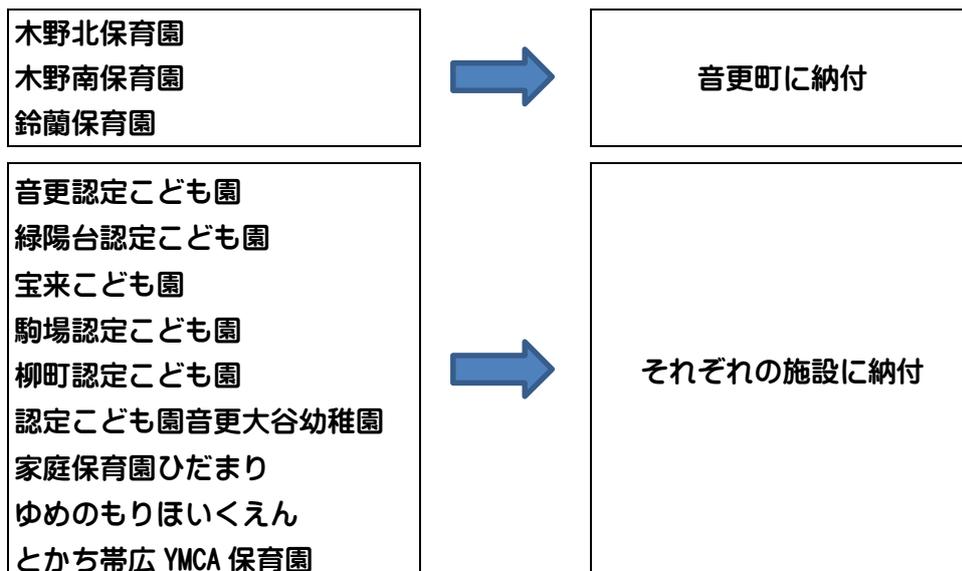
#### 注意事項

年収としては多少の増減であっても、階層区分が変わる場合は、利用者負担額が増減することがあります。

また、その際に軽減措置の対象になったり、対象外になったりすることで利用者負担額が大幅に増減することがあります。

### (5) 利用者負担額の納付先

利用者負担額は、利用する施設により、次の表のとおり納付先が異なります。



## 8 利用調整の方法および結果等の通知

### (1) 空きがある場合

申込みの先着順(当日中の受付は同順位)でご案内します。

### (2) 空きがない場合

待機登録となります。希望する保育施設・該当クラスに空きが出たときに、待機登録をしている方について、7ページの「保育園等利用調整基準」に基づき利用調整を行い、利用者を内定します。



○ 連絡・問合せ先 ○

音更町役場 子ども福祉課保育支援係

(電話：0155-42-2111 内線 538 FAX：0155-42-5160)



## 保育園等利用調整基準

利用調整は、次の表1による基準点数と、表2による調整点数の合計により行います。  
合計の点数が同順位の場合は、世帯の合計所得の低い順に利用予定者を決定します。

表1 保護者の状況による点数の基準（基準点数）☆令和4年度調整分より点数が変更となりました

区分	保護者の状況		基準点数
1	就労（1月の就労時間数が48時間以上）	月の就労時間が160時間以上	10
		月の就労時間が140時間以上	9
		月の就労時間が120時間以上	8
		月の就労時間が80時間以上	7
		月の就労時間が60時間以上	6
		月の就労時間が48時間以上	5
		単身赴任による就労	10
2	妊娠中・出産後間がない		6
3	保護者の疾病・障がい	入院、寝たきり、医師により児童の保育が不可能と診断された場合	10
		上記以外で、医師により日常生活に著しく支障があり、児童の保育が困難であると診断された場合	8
		医師により部分的に児童の保育が困難であると診断された場合	6
4	親族の介護等	入院等の者の常時付添い、寝たきりの者等の常時介護	10
		上記以外	6
5	災害復旧（災害による被害の復旧のため保育ができない。）		10
6	求職活動（起業準備を含む。）		3
7	就学（職業訓練等を含む。）	月の就学時間が160時間以上	10
		月の就学時間が140時間以上	9
		月の就学時間が120時間以上	8
		月の就学時間が80時間以上	7
		月の就学時間が60時間以上	6
		月の就学時間が48時間以上	5

表2 保護者の世帯の状況による点数の基準（調整点数）

区分	世帯の状況	調整点数
1	保護者の不在（死亡、離婚、行方不明、拘禁等）	10
2	兄弟姉妹が既に保育認定を受けている（転園の申込みの場合） ※兄弟姉妹の希望施設が同一施設の場合に限る	6
3	兄弟姉妹が既に保育認定を受けている（新規の申込みの場合）	4
4	兄弟姉妹が新規かつ同時に保育認定を申請（3人以上又は双子）	3
5	兄弟姉妹が新規かつ同時に保育認定を申請（2人※双子を除く）	2
6	生活保護世帯又は生活保護基準に該当する世帯	3
7	申込みに係る児童が小規模保育事業所等を卒園予定	3
8	申込みに係る児童が障がい児（身体・精神・療育のいずれかの障害者手帳保有者又は特別児童扶養手当支給対象児童）	2
9	保護者が町内の保育所または認定こども園で保育士として採用又は復職予定	2
10	主たる生計維持者である保護者が倒産、リストラ等の理由により日々求職活動をしている。	1

